

令和2年9月17日

県内の介護サービス事業所を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防対策のポイント及び高齢者施設
内でPCR検査陽性者が発生した場合の対応に関するポイントについて（通知）

高齢者施設の新型コロナウイルス感染予防対策については、各施設において実施していた
だいているところですが、第2波に備え、予防対策のより一層の強化を図るため、令和2年
7月28日以降、公益社団法人鳥取県看護協会の御協力を得て、認定看護管理者、感染管理
認定看護師等を各施設へ派遣して現地指導を行ってまいりました。

今回、現地指導で感染管理認定看護師等が行ったアドバイスの中から、他の施設でも御留
意いただきたいポイントについて、別添のとおり、とりまとめました。

是非、御一読いただき、感染予防の徹底及び高齢者施設内でPCR検査陽性者が発生した場
合の対応の御検討の一助としていただければと思います。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本、上田 (電話) 0857-26-7860

【別添】

○ 高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防対策のポイント【日頃から行うこと】

項目	ポイント
<p>出入口</p>	<p>高齢者施設の入所者の多くは、日常的な外出頻度は低く、施設外の人との接触は少ないことから、入所者自身がウイルスを持ち込む可能性は低い。高齢者施設の職員や面会者、デイサービス利用者等が施設に持ち込まないための工夫が必要である。</p> <p>【手指消毒等の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デイサービス利用者や面会者、業者については、入口での手指消毒の実施、体調（検温含む）・行動歴確認、マスク着用確認等を実施することで、持ち込みリスクを下げるができる。 ○ 手動式のドアの取手は、1日2回（感染拡大期には1日3回）程度、定期的に清拭すると良い。（家庭用洗剤等を使用した拭き取りで問題ない。）環境を無菌にはできないため、目や鼻や口を汚い手のまま触れないこと（手指衛生の実施）が最も重要。 <p>【人の接触を避ける工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空気感染ではないため、動線で感染する可能性は低い。地域の流行状況に応じて面会禁止・制限、業者の立入制限を検討すると良い。面会はリモートで行う、又は対面であってもアクリル板等で飛沫感染予防策を実施（マスク着用が難しい方が多いため）しながら行う方法を検討すると良い。 ○ 1箇所の出入口をデイサービス利用者・職員とグループホーム利用者・職員が使用する場合、感染拡大時にはデイサービス利用者、グループホーム利用者、職員等と出入口を分ける、又は時間差で利用するなど職員・利用者間の接触を避ける工夫も有効。
<p>食堂、リビング等の共用スペース</p>	<p>【換気】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機械換気で十分な換気量が得られない場合は、窓を開ける自然換気が効果的である。 ○ エアコンをつけた状態で1時間に1回10分、できれば30分に1回5分行うことが望ましい。その際は、換気経路を意識し、1方向の窓開けではなく、2方向の窓開けの方が換気効率は向上する。特に喀痰吸引等のケアを行った後に実施すると効果的である。 ○ 換気扇をまわす、扇風機で外方向への空気の流れをつくることも有効。 <p>【消毒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テーブルや椅子の手がふれる部分は、1日1回清拭を行うこと。0.05%次亜塩素酸ナトリウム又はアルコールによる清拭が望ましい。（家庭用洗剤等を使用した拭き取りでも問題ない。ただしS字拭きが基本。（同じ個所の2度拭きは厳禁）） ○ 食堂等に配架されている閲覧用雑誌は、不特定多数の入所者が触るものであり、無意識に指先をなめて頁をめくる可能性も高く、感染リスクが高いため撤去しておくこと。 ○ 入口の暖簾等、不特定多数の者が触れるものは撤去する等、手が触れる物品は極力減らした方が良い。 <p>【利用者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内の環境を清潔にしておくことが重要。定期的に消毒がしてあればどこを触ってもある程度は感染を防げる。 ○ 利用者には食事前、トイレ後の手洗いを徹底してもらうこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対面に着席しないよう、椅子の配席をずらしたり、最低1メートルの距離を離れた横並び等で密を避けること。 ○ 着席する場所が固定してある（近距離で過ごす人が決まっている）方が、PCR検査陽性者が発生した時に、濃厚接触者数を抑えられる。 ○ 入所者のマスク着用が困難であれば、テーブルに、アクリル板を設置するなどの対策も有効。
高齢者施設の職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、職場以外の日常生活においても、3密回避等、新しい生活様式を遵守し、体調が悪い時は上司に相談上休むこと。 ○ 職員の手洗い、手指消毒を励行する。手洗い場が少ない等により、こまめに手洗い、消毒を行うことが難しい場合であっても、職員一人一人がポシエット等に携帯用消毒液を入れて、こまめに手指消毒を行うこと。目に見えて汚染がなければ手指消毒、目に見えて汚染がある又は下痢便や吐物の処理後、食事介助前等は手洗いが望ましい。 ○ 職員用の共用パソコン、タブレットの使用前後は手指消毒すること。 ○ 職員用の休憩室においては、一度に入室する人数を抑えつつ、窓の開放による換気や扇風機で外方向への空気の流れをつくることが重要。 ○ マスクを外した状態で長時間の会話、飲食を避けること。 ○ 職員のマスク着用について、きちんと鼻が隠れるように着用すること。マスクの表面を触らないこと。もし触ってしまった時は、すぐに手指消毒を実施すること。

- 高齢者施設内でPCR検査陽性者、濃厚接触者が発生した場合の対応に関するポイント
 ※ PCR検査陽性者は原則入院となりますが、万一の場合を想定して、施設内療養に関する記載もあります。

項目	ポイント
ゾーニング	<ul style="list-style-type: none"> ○ PCR検査の精度はそれほど高くないため、PCR検査陽性者への対応と観察期間中の濃厚接触者（PCR検査陰性）へのケア時の対応は同じと考える。 ○ 濃厚接触者（PCR検査陰性）について、14日間の健康観察期間は、他の利用者との接触がないように個室等で対応すること。 ○ 施設内でPCR検査陽性者が発生した場合には、その者の居室を隔離部屋とする。 多床室であれば、陽性者を個室へ移動させ、濃厚接触者となる同室者は観察期間中の部屋移動を行わない。 ○ グループホーム等、部屋にトイレがなく、リビングが共同である場合には、ユニット単位で隔離すること。この生活スタイルの場合、1人陽性者が出れば、保健所と相談の上、ユニット全部を濃厚接触者として対応することになる。 ○ ゾーニングは、「レッド、イエロー、グリーンに区分し、レッドのエリアには防護具を着用しなければ立ち入れない。グリーンエリアには防護具を着用したままでは立ち入れないため、イエローのエリアで防護具を脱ぐ。」という考え方である。レッド等の区分は、施設の構造や患者の行動範囲等で異なる。着用する防護具は、どのようなケアを行うか、換気状態はどうかによって異なるため、レッドに入る場合には、必ずN95、ガウン、手袋、フェイスシールド、キャップ等のフル装備が必要なわけではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・レッドゾーン（感染エリア）

	<p>PCR 検査陽性者、感染疑いの利用者（PCR 検査結果待ち）、濃厚接触者（PCR 検査陰性）、ユニット居住者（→濃厚接触者として考える）のいるスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イエローゾーン（準感染エリア） 防護具を脱ぐスペース ・グリーンゾーン（非感染エリア） 感染者がいないエリア <p>ゾーニングは、色テープ等を床にはって視覚的に分かるように表示するなど工夫すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 濃厚接触者が複数発生し、個室への移動が難しい場合には、症状のない濃厚接触者を同室とする。（症状がある場合には個室が良い） 部屋にトイレがない場合は、濃厚接触者用のトイレを決めるなど、濃厚接触者以外の利用者とは接触しないように工夫すること。 ○ 認知症の利用者から協力が得られない場合でも、職員の衛生管理の徹底、施設内の換気、消毒等により、施設内を清潔な環境に保つことは非常に重要。
<p>濃厚接触者等へのケア</p>	<p>【対応職員の特定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PCR 検査陽性者、濃厚接触者等に対するケアについては、その他の者と一緒に受け持つことはせず、その日の担当職員を特定して対応することが基本。 <p>【個人防護具の着脱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人防護具は、脱ぐ順番が重要。脱ぐ順番を示した写真を貼っておく等、手順を確認しながら着脱できるようにしておくこと。 ○ 必ずイエローゾーンで脱ぐこと。脱ぎ方は、日本看護協会の動画等で確認すること。 ○ 防護具を脱ぐときは、手指衛生をしながら行うので、イエローゾーンは手洗い場の近くに設ける又は手指消毒剤を配置しておくこと。 <p>【口腔ケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PCR 検査陽性者及び濃厚接触者等の口腔ケア、喀痰吸引時等は、エアロゾルの発生を考慮し、N95 マスク、手袋、ガウンに加え、目の防護のためのフェイスシールド又はゴーグルを装着することが望ましい。フェイスシールド、ゴーグルは使い捨てがベストだが、供給が十分でない状況下では使用後はアルコールで清拭消毒することで繰り返し使用可能。 <p>【排泄物の処理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排泄物について、ポータブルトイレ等から汚水槽に入れる際に飛散するため、使い捨てビニールエプロン、手袋を着用し廃棄する。廃棄後は、使い捨てビニールエプロン、手袋を脱ぎ、手洗いを行う。（病院では凝固剤で固めてゴミ袋に入れ、感染性廃棄物として処分している。） ○ 濃厚接触者が PCR 検査陽性になった場合の生活ゴミは、感染性廃棄物に準じて処理することになるので、委託業者にて取り扱いについて確認しておくこと。 <p>【濃厚接触者の病院搬送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 濃厚接触者が、病院で PCR 検査を受ける場合、保健所の指示により、入所施設又は家族が、病院へ搬送する可能性がある。入所施設の車で搬送する場合、車の窓は対角線上に開けて、適切に換気すること。 ○ 利用者は可能な限り、運転士、同乗者は必ずサージカルマスクを着用すること。車は搬送が終わった後、濃厚接触者が触った部分を消毒しておくこと。

第202000155976号

令和2年9月 日

公益社団法人鳥取県看護協会長 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防対策のポイント及び高齢者施設
内でPCR検査陽性者が発生した場合の対応に関するポイントについて（通知）

このことについて、別添のとおり、介護サービス事業所を運営する法人宛に通知しました
ので御承知下さい。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本、上田 (電話) 0857-26-7860

第202000155976号

令和2年9月 日

各市町村介護保険担当課長
南部箕蚊屋広域連合事務局長 } 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防対策のポイント及び高齢者施設
内でPCR検査陽性者が発生した場合の対応に関するポイントについて（通知）

このことについて、別添のとおり、介護サービス事業所を運営する法人宛に通知しました
ので御承知下さい。

（担当）介護保険・施設担当 秋本、上田 （電話）0857-26-7860

第202000155976号

令和2年9月 日

【宛先】

中部総合事務所長
西部総合事務所長 様

【送信者】

長寿社会課長（公印省略）

【題名】

高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防対策のポイント及び高齢者施設内で PCR 検査陽性者が発生した場合の対応に関するポイントについて（通知）

【本文】

このことについて、別添のとおり、介護サービス事業所を運営する法人宛に通知しましたので御承知下さい。なお、市町村介護保険担当課及び南部箕蚊屋広域連合事務局には情報提供済です。

（担当）介護保険・施設担当 秋本、上田 （電話）0857-26-7860